

第2期 北海道青少年健全育成基本計画 (素案一検討案)

目次

第1章 基本事項	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象となる「青少年」の範囲	4
5 第一期計画の指標の達成状況	5
○ 達成状況	5
○ 指標の内訳	6
第2章 青少年を取り巻く環境の変化と課題	11
1 青少年をめぐる社会環境の変化	11
○ 少子化・核家族化	11
○ 高度情報化	12
○ 雇用情勢・経済格差	13
○ 国際化	13
○ 消費社会の変化	13
2 青少年を取り巻く課題	14
○ いじめ	14
○ 不登校	15
○ 自殺	15
○ 子供の貧困	16
○ 児童虐待	16
○ 福祉を害する犯罪	17
○ インターネットトラブル	18
○ 新規学卒者等の早期離職	19
○ 若年無業者・ひきこもり	19
第3章 青少年健全育成の基本的考え方	21
1 基本理念（条例第2条）	21
2 施策の基本方針（条例第8条）	21
3 施策の体系	21
○ 計画のテーマ	21
○ 施策体系図	22
4 主要な指標についての数値目標	23
第4章 推進体制	24
1 庁内における推進体制	24
2 北海道青少年健全育成審議会における調査審議	24
3 国・市町村との連携	24

4	青少年関係団体との連携.....	24
5	関係業界との連携.....	24
6	地域における連携.....	24
7	施策の推進状況等の進行管理	25
第5章 青少年健全育成の施策の取組方向.....		26
1	乳幼児期（0～5 歳）	26
	○ 安心して子育てできる環境の整備【乳幼児期】	26
	○ 豊かな心と健やかな体の育成【乳幼児期】	26
	○ 困難を有する子どもを支援する環境づくり【乳幼児期】	27
2	学童期（6～12 歳）	28
	○ 安心して子どもを育てられる環境づくり【学童期】	28
	○ 豊かな心と健やかな体の育成【学童期】	29
	○ 困難を有する子どもを支援する環境づくり【学童期】	30
	○ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成【学童期】	31
	○ 非行から守る環境づくり【学童期】	32
	○ 犯罪被害から守る環境づくり【学童期】	32
3	思春期（13～17 歳）	33
	○ 安心して子どもを育てられる環境づくり【思春期】	33
	○ 豊かな心と健やかな体の育成【思春期】	34
	○ 困難を有する子どもを支援する環境づくり【思春期】	35
	○ 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成【思春期】	36
	○ 非行から守る環境づくり【思春期】	37
	○ 犯罪被害から守る環境づくり【思春期】	38
4	青年期・ポスト青年期（18～39 歳）	39
	○ 困難を有する若者を支援する環境づくり【青年期・ポスト青年期】	39
	○ 非行から守る環境づくり【青年期・ポスト青年期】	40

第1章 基本事項

1 計画策定の趣旨

北海道の未来を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長することは、道民全ての願いです。

道では、青少年が健全に育成される社会の実現に向けて、北海道青少年健全育成条例に基づき、平成20年に概ね10年間を計画期間とする第1期計画を策定しました。

平成27年には、平成25年に改正した北海道青少年健全育成条例に関連する道の取組、平成21年制定の「子供・若者育成支援推進法」、また同法に基づく大綱である「子供・若者ビジョン」に関連する道の取組を盛り込み、第1期計画の改訂を行いました。

昨今の青少年を取り巻く状況としては、インターネットの利用に起因するトラブル・犯罪、ひきこもり、子どもの貧困問題など、新たな問題も生まれています。

これらの社会情勢の変化等を踏まえつつ、青少年の健全育成や、社会生活を円滑に営むための取組を推進するため、令和2年度（2020年度）から5年間を計画期間とする「第2期北海道青少年健全育成基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「北海道青少年健全育成条例」第9条に基づく、「青少年の健全な育成に関する基本計画」として策定します。

また、この計画は次の計画の性格も有するものです。

◆道の「北海道総合計画」の特定分野別計画

「北海道総合計画」は、平成28年度～37年度までを計画期間とし、道政の基本的な方向を総合的に示す計画であり、この計画に沿って特定の分野における政策の基本的な方向を明らかにする関連計画をいう。

◆子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画

全ての子ども・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし、自立・活躍できる社会の実現を目指すために平成21年に制定。対象年齢は0歳～39歳。この法に基づき、各都道府県において子ども・若者育成支援に関する計画を策定するもの。

◆持続可能な開発目標 SDGs の達成に資する基本計画

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年に国連サミットで採択された2030年までの国際社会共通の17の目標であり、先進国、開発途上国を問わず、経済・社会・環境をめぐる幅広い課題の総合的な解決を目指しその目標達成に向けた取組を推進するもの。17の目標の中には「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」等がある。

この計画に関連する道策定の主な計画は次のとおりです。〔 〕は関係法令

◆北の大地☆子ども未来づくり北海道計画〔北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例〕

結婚から妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援を行うため、ライフ・ステージに応じた少子化対策の具体的な施策や目標等について定めるもの。

◆北海道子どもの貧困対策推進計画〔子どもの貧困対策の推進に関する法律〕

全ての子どもが将来に夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的効果的に推進するもの。

◆北海道障がい者基本計画〔障害者基本法〕

希望する全ての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくりを基本的な目標として、北海道における障がい者施策の促進に取り組むもの。

◆北海道雇用創出基本計画〔北海道雇用創出基本条例〕

産業・雇用情勢や計画の実施状況を踏まえ、雇用の創出に関する諸課題への的確な対応を図りながら、雇用創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの。

◆北海道教育推進計画〔教育基本法〕

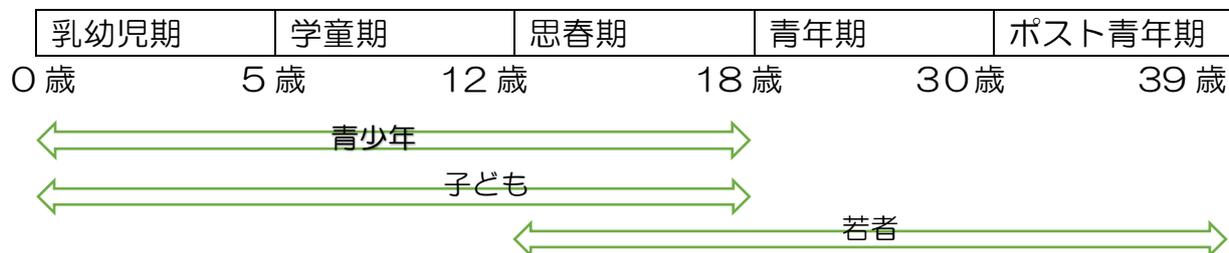
本道における教育課題の解決と地域創生の実現に向けて北海道が目指す教育の全体像を示すもの。

3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

4 計画の対象となる「青少年」の範囲

計画全体としては乳幼児期から思春期まで（0歳から18歳未満）を青少年としてとらえていますが、ひきこもり等の若者への支援など、40歳未満のポスト青年期までを対象とする施策も含まれます。



計画における用語の使い方

青少年のとらえ方は、各種法令・条例等によって様々で、年齢によって明確に区別はできませんが、計画全体としては次の区分により用います。

「青少年」：0歳から18歳未満（ただし飲酒喫煙・福祉犯の関連は20歳未満までを指す）

「子ども」：乳幼児期、学童期及び思春期

「若者」：思春期、青年期（施策によってはポスト青年期含む）

「学童期」：小学生

「思春期」：中学生、高校生

「青年期」：概ね18歳～30歳未満

「ポスト青年期」：青年期を過ぎ40歳未満の者

「児童・生徒」：児童は小学生、生徒は中・高校生

5 第一期計画の指標の達成状況

道では「北海道青少年健全育成基本計画（どさんこコースプラン）」において 11 の施策の目標を設定し、市町村や関係団体と連携を図りながら取組を推進してきました。

計画における施策は 11 の目標に対して 25 の主な数値目標を掲げ、毎年、その達成状況を確認するなど進行管理を行ってきました。計画の最終年である平成 29 年度の達成状況は次のとおりです。

（※は平成 28 年度の数値結果。）

○ 達成状況

施策の 目標	指標を設定した主な取組	目標値に対する進捗率		
		100%以上	80%以上	80%未満
1 青少年の豊かな人間性をはぐくむ家庭づくりの促進			2	1
	(1) 基本的生活習慣の形成等家庭教育のための情報と機会の提供		1	
	(2) 保護者の役割、父親の積極参加等の啓発		1	1
2 心身の健やか成長と生きる力をはぐくむ教育の推進			4	
	(3) 社会で生きる実践的な力の育成		1	
	(4) 豊かな心と健やかな体の育成		1	
	(5) 信頼される学校づくりの推進		1	
	(6) いじめ対策等の推進		1	
3 地域ぐるみで青少年を育てる環境づくりの促進		3	2	2
	(7) 自然体験等多様な体験機会の提供		1	1
	(8) 地域の身近な場所での居場所づくり	1		1
	(9) 子育て支援の推進	2		
4 青少年の自立への意欲を培う環境づくりの促進		1		
	(11) 生涯学習の推進	1		
5 青少年の自立をはぐくむ地域環境づくり		2		
	(12) ボランティア活動等社会奉仕体験の参加促進	1		
	(13) 青少年団体活動の促進	1		
6 青少年の自立を支える就業環境づくりの促進		2		1
	(14) 青少年の望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育等の充実	1		
	(15) 青少年の就業支援の促進	1		
	(16) 起業の支援			1
7 国際感覚豊かな青少年の育成		1		
	(17) 多様な国際交流活動の推進	1		
8 困難を有する青少年をはぐくみその家庭を支える環境づくりの促進		1	1	
	(18) 不登校対策等の推進		1	
	(19) 障がい等のある青少年の支援	1		

9 青少年の非行を助長するおそれのある社会環境の浄化	-	-	-
-	-	-	-
10 青少年の健全な育成を阻害する有害環境の浄化		1	
(20) 情報化社会への対応		1	
11 青少年の被害の防止と保護	1		
(21) 子どもの安全・安心の確保のための取組の推進	1		
合計	11	10	4

(11 の目標のうち、9 項目目は数値目標の設定がありません。)

○ 指標の内訳

(1) 基本的な生活習慣の形成等家庭教育のための情報と機会の提供

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
1 小中学生の朝食摂取の状況 (%) 【北海道教育推進計画】	小学校 85.9	100	84.4	84.4
	中学校 82.0	100	81.4	81.4
◆全国学力・学習状況調査において「朝食を毎日食べているか」の設問に対し「食べている」と回答した児童・生徒の割合				

(2) 保護者の役割、父親の積極参加等の啓発

項目名	計画改定時 (H25)	目標値	H29	達成率
2 育児休業取得率 (%) 【北海道総合計画】	男性 2.0	10.0	2.2	22.0
	女性 89.4	85.0	81.5	91.1
◆出産者または配偶者が出産した者のうち育児休業取得者の道内における割合				
3 子育てを支援する企業割合 (%)	大企業 97.6	100.0	99.6	99.6
	中小企業 2.52	25.0	3.0	12.0
◆子育て支援に係る「一般事業主行動計画」を策定・届出している企業の道内における割合				

(3) 社会で生きる実践的な力の育成〔北海道教育推進計画〕

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
4 異なる年代 (学年) や他の校種と交流する活動を行っている学校の割合 (%) 【北海道教育推進計画】	小学校 86.0	100	95.5	95.5
	中学校 78.8	100	94.1	94.1
◆全学年において、世代間交流や異学年、他の校種と交流する活動を行っている学校の割合				

(4) 豊かな心と健やかな体の育成

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
5 規範意識や基本的な倫理観等の状況 (%) 【北海道教育推進計画】	小学校 88.9	100	91.6	91.6
	中学校 92.1	100	94.5	94.5
◆全国学力・学習状況調査において、「学校のきまりを守っている」について、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合				

(5) 信頼される学校づくりの推進

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
6 学校評価を踏まえた学校改善の状況 (%) 【北海道教育推進計画】	小学校 83.7	100	86.4	86.4
	中学校 82.6	100	83.7	83.7
◆PTAの保護者代表頭を対象としたアンケートで、「あなたの学校では、保護者の意見等を参考に学校評価を行い、積極的に学校改善を進めていると思いますか」という設問に対し、「そう思う」、「おおむねそう思う」と回答した割合				

(6) いじめ対策等の推進

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
7 いじめの解消の状況 (%) 【北海道教育推進計画】	小学校 96.4	100	97.3	97.3
	中学校 92.9	100	93.4	93.4
	高校 97.0	100	98.1	98.1
◆文部科学省調査の「いじめの認知件数」のうち、「解消しているもの」の割合				

(7) 自然体験等多様な体験機会の提供

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
8 体験活動を学校全体の計画に位置付けている割合 (%) 【北海道教育推進計画】	小学校 83.4	100	66.2	66.2
	中学校 84.3	100	49.7	49.7
◆地域の人材や施設等を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動を指導計画に位置づけて、全ての学年で実施した学校の割合				
項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
9 青少年向け木育教室等の実施校(校)	259	346	304	87.8
◆青少年の森林や木材に関する関心を高めるため、青少年向け木育教室等を実施した学校の数				

(8) 地域の身近な場所での居場所づくり

項目名	計画改定時 (H25)	目標値	H29	達成率
10 放課後児童クラブ数(箇所) 【子ども未来づくり計画】	924	1,010	1,028	111.2
◆放課後児童クラブの全道における設置箇所数				
項目名	計画改定時	目標値	H29	達成率
11 放課後等における子どもの活動拠点の整備状況(放課後子ども教室等)(市町村) 【北海道教育推進計画】	94	全市町村	109	60.8
◆放課後子どもプランにおける「放課後子供教室」及びこれに相当する事業の実施により、安全・安心な子どもの活動拠点が整備されている市町村数				

(9) 子育て支援の推進

項目名	計画改定時 (H25)	目標値	H29	達成率
12 ファミリー・サポート・センター数(市町村)【子ども未来づくり計画】	51	60	61	119.6
◆ファミリー・サポート・センターの全道における設置市町村数				
13 合計特殊出生率【北海道総合計画】	1.28	現状維持又は向上	1.29	100.7
◆道内の15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計した数値				

(10) 地域における保健医療の充実

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H28	達成率
14 小児科医師数(小児人口1万人当たり)(人)【北海道医療計画】	15.8	17.0	15.3	96.8
◆小児1万人当たりの小児科医師数				

(11) 生涯学習の推進

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
15 道民カレッジの講座受講者(人)【北海道教育推進計画】	74,796	132,000	133,415	101.0
◆道民カレッジの主催講座・連携講座の受講者数				

(12) ボランティア活動等社会奉仕体験の参加促進

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
16 地域住民と協働して行うボランティア活動の実施状況(高校)(%)【北海道教育推進計画】	97.7	100	100	100
◆他の校種の学校(幼稚園、小・中学校等)や地域社会などと連携したボランティア活動を行っている公立高等学校の割合				

(13) 青少年団体活動の促進

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
17 地域活動への参画状況(%)【北海道教育推進計画】	87.8	100	100	100
◆青少年活動リーダー養成事業修了者のうち、地域の様々な体験活動の機会やボランティア活動などの地域活動へ参画した者の割合				

(14) 青少年の望ましい勤労観・職業観を育てるキャリア教育等の充実

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
18 インターンシップの実施状況(%)【北海道教育推進計画】	46.8	50.0	65.6	131.2
◆全日制同率高等学校において、在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合				

(15) 青少年の就業支援の促進

項目名	計画改定時 (H25)	目標値	H29	達成率
19 新規高大卒者就職内定率 (%)	高卒者 95.4	98.2	98.4	100.2
	大卒者 89.1	94.4	94.8	100.4
◆高校、大学卒業見込者の卒業年度の3月末における就職内定者の道内における割合				

(16) 起業の支援

項目名	計画改定時 (H21~24)	目標値	H29	達成率
20 開業率 (%)【北海道総合計画】	1.94	7.0	4.4	62.8
◆既存事業所に対する新設事業所数の道内における割合				

(17) 多様な国際交流活動の推進

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
21 国際理解教育の実施状況 (%)【北海道教育推進計画】	66.2	100	100	100
◆姉妹校等との生徒との交流会や外国人等による講演会など国際理解教育を行っている公立高等学校の割合				

(18) 不登校対策等の推進

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
22 不登校児童生徒の関係機関等での相談状況 (%)【北海道教育推進計画】	小学校 70.0	100	83.9	83.9
	中学校 60.5	100	90.8	90.8
◆文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校及び学校外の機関」において相談・指導を受けた児童・生徒の割合				

(19) 障がい等のある青少年の支援

項目名	計画改定時 (H23)	目標値	H29	達成率
23 特別支援学校高等部（職業学科）卒業生の就職の状況 (%)【北海道教育推進計画】	29.2	35.0	45.1	128.8
◆職業教育を行う特別支援学校高等部の卒業生のうち就職した生徒の割合				

(20) 情報化社会への対応

項目名	計画改定時 (H24)	目標値	H29	達成率
24 ネットトラブルの未然防止の取組状況 (%)【北海道教育推進計画】	小学校 15.7	100	99.2	99.2
	中学校 23.2	100	99.0	99.0
	高校 38.5	100	100	100
◆定期的にネットパトロールを行っている学校の割合				

(21) 子どもの安全・安心の確保のための取組の推進

項目名	計画改定時（H24）	目標値	H29	達成率
25 地域と連携した通学路の安全 確保の取組状況（％） 【北海道教育推進計画】	小学校 85.8	100	100	100
	中学校 84.0	100	100	100
◆通学路を設定している学校のうち、PTA や地域住民のボランティアなどによる巡回パトロールを行っている小・中学校の割合				

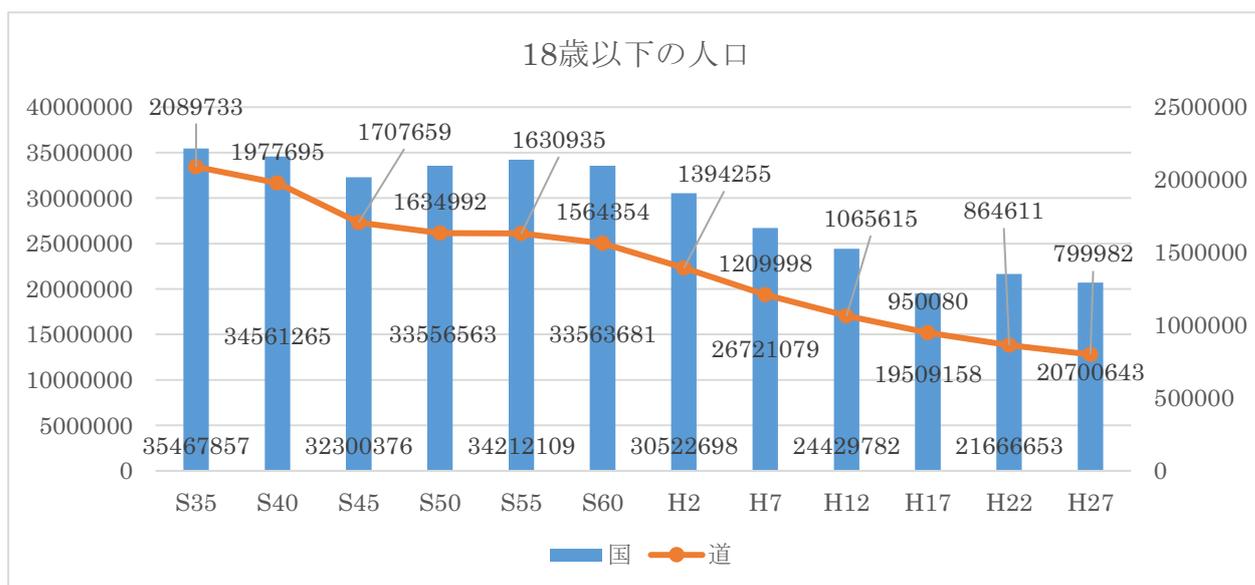
第2章 青少年を取り巻く環境の変化と課題

1 青少年をめぐる社会環境の変化

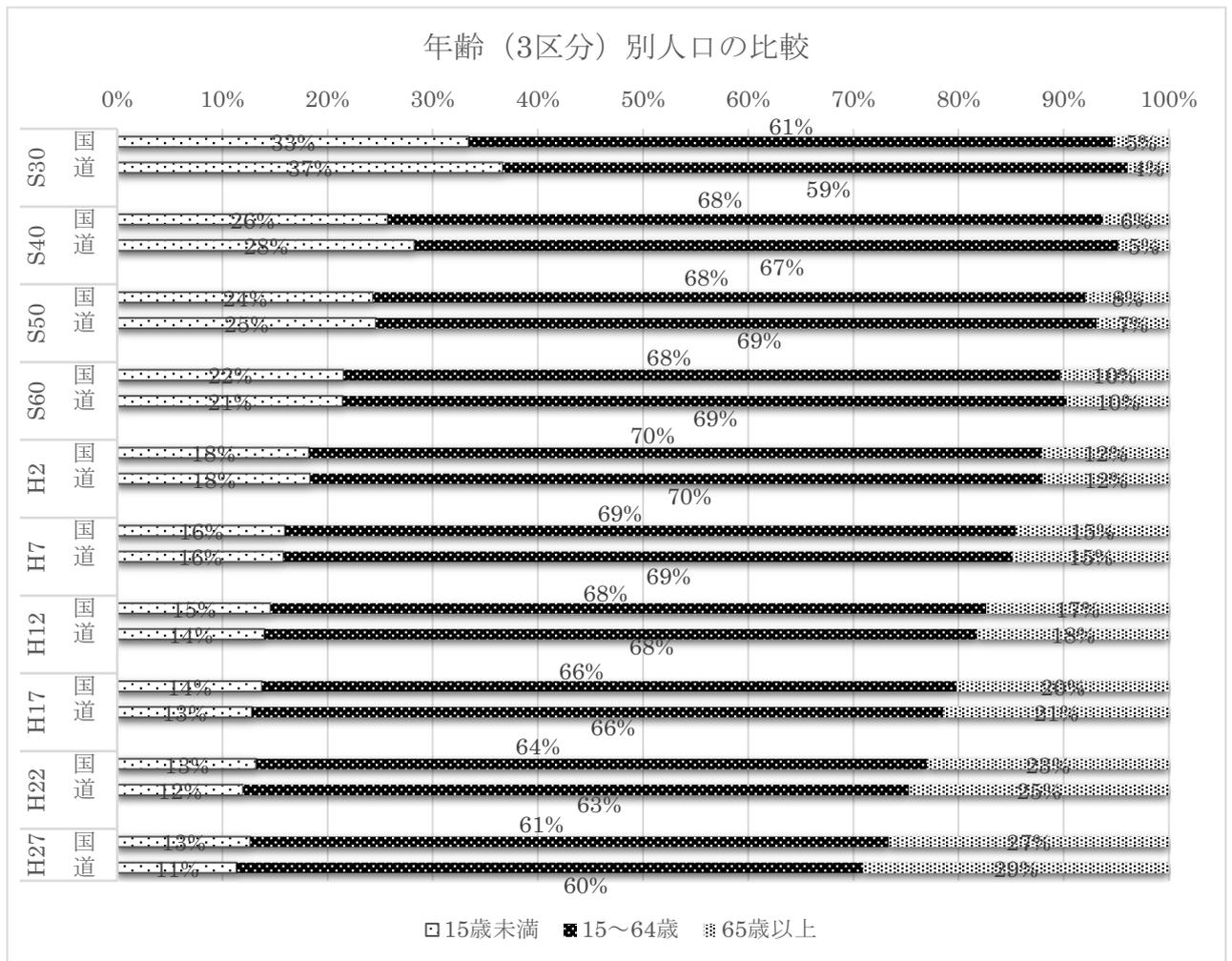
○ 少子化・核家族化

北海道の青少年の人口は、総人口に占める青少年の人口割合及び青少年人口数とも減少が続いており、本道の人口比率は、平成27年で11.4%と、全国の12.6%を1.2ポイント下回る状況となっています。

また、本道は全国と比較して核家族化が進んでいること等から、全国より低い出生率が続いています。



出典：総務省「国勢調査」



出典：総務省「国勢調査」

核家族化（全国・北海道）（単位：%、人）

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
三世代同居世帯割合（北海道）	10.1	8.5	6.7	5.9	4.9	3.9	3.2
三世代同居世帯割合（全国）	15.5	13.5	11.2	10.1	8.6	7.0	5.7
平均世帯人員（北海道）	2.89	2.72	2.55	2.42	2.31	2.21	2.13
平均世帯人員（全国）	3.14	2.98	2.81	2.66	2.55	2.42	2.33

引用：H27,10月 北海道人口ビジョンの概要、平成27年 国勢調査 第10章 世帯数、世帯の家族類型、国勢調査（平成27年）一般世帯の世帯数に対する三世代同居世帯の世帯数の比率より（地域少子化・働き方指標（第3版）より）

○ 高度情報化

スマートフォンやタブレット端末の普及により、私たちの生活の中でソーシャルネットワーキングサービスの利用やオンラインショップなどの電子商取引が身近なものとなりました。

また、インターネットが日常の暮らしや産業活動には欠かせないものとなり、あらゆるモノがインターネットにつながるIoTの普及、そこで収集・蓄積される膨大なデータ（ビッグデータ）と、急

速に開発が進む AI 等との連携により、自動運転や介護の補助、農林水産業、工場などでの生産性の向上、防災・防犯など、社会のあらゆる分野で暮らしや社会そのものを大きく変えていくものと考えられています。

情報の豊富さは日常生活の幅を広げ、豊かにするものです。

一方で、膨大な情報の中から真に必要な情報の取捨選択をする判断力、自らの意見を持つことの大切さや、バーチャルな世界を通じた疑似・間接体験ばかりでなく、ヒト・モノや実社会に実際に触れ、関わり合う「直接体験」が大切であることも認識する必要があります。

○ 雇用情勢・経済格差

北海道の雇用情勢はリーマンショックなどによる景気後退により大きく悪化していましたが、その後回復基調となり、平成 29 年度の有効求人倍率は、統計開始以来最も高い 1.11 倍となりました。

完全失業率は、平成 25 年以降低下傾向にあり、平成 29 年は前年比 0.3 ポイント低下の 3.3% となったことや、新規求人数に占める正社員求人構成比も緩やかに上昇してきていることから、雇用情勢は改善傾向にあると考えられます。

また、本道の非正規雇用労働者の割合は、全国に比べ高い水準となっていますが、その差は縮まってきました。非正規雇用労働者の割合は男性に比べ女性の方が多く、女性のパートの割合が高くなっています。

なお、雇用形態別の所得では、199 万円以下の割合が、非正規雇用労働者では 80.7% に対し、正規雇用労働者では 10.1% となっており、正規雇用を希望するも不本意ながら非正規雇用で働いたり、長期間無業の状態にある方への支援が必要とされます。

○ 国際化

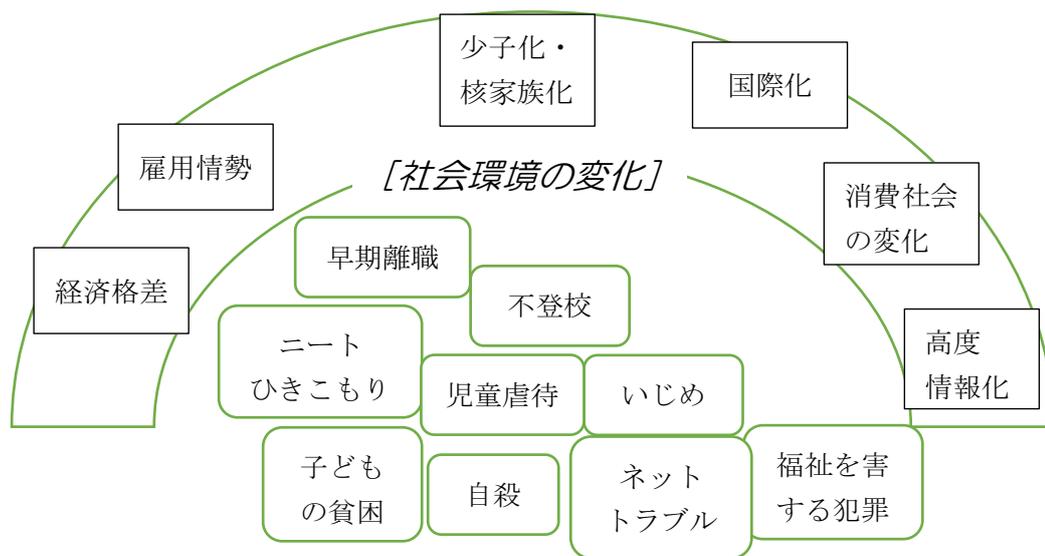
情報技術の革新や交通網の発達等に伴い、グローバル化が急速に進展し、「世界の中の北海道」として北海道に海外の成長力を取り込み活力ある地域づくりにつなげるほか、多文化共生の推進・人材育成・海外との交流拡大など北海道が世界とより身近になるよう環境づくりを推進していく必要があります。

○ 消費社会の変化

インターネットの普及、利用の拡大により、インターネットを利用した取引が増加し私達の生活がより便利なものとなりました。

インターネットを利用した取引の増加は、クレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレス決済の利用の拡大の一つの要因となっており、今後さらに拡大していくと考えられるため、電子マネーの利用に関する留意点、被害の発生防止に関する消費者教育や情報提供が大切です。

また、令和 4 年（2022 年）度には民法の改正により、成年年齢（20 歳）が 18 歳へと引き下げられ、親権者の同意がなくても自ら契約ができるようになることから、適切な意思決定に基づき行動するなどの消費者教育が必要です。



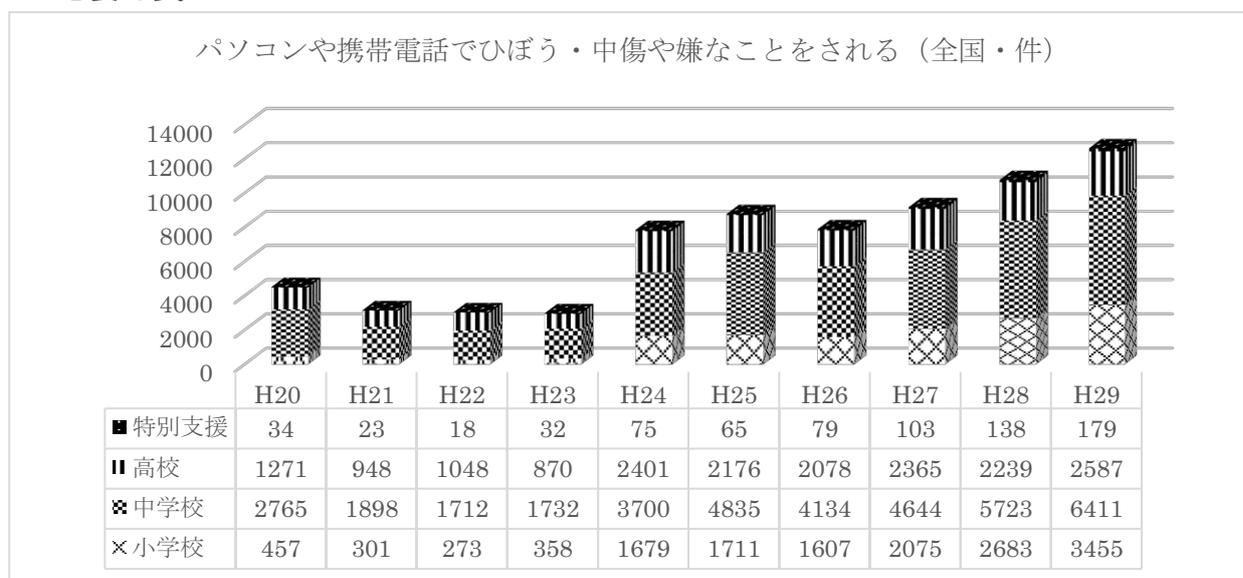
[青少年を取り巻く課題]

2 青少年を取り巻く課題

○ いじめ

少子化・核家族化が進み、競争意識、思いやりの欠如などさまざまな問題が原因となり、いじめが発生し、いじめの状況によっては家庭や関係機関との連携が必要とされます。

道内のいじめの認知件数は小学校、中学校、高校ともに増加傾向にあり、特に近年小学校における伸びが高くなっています。また、全国的に、認知したいじめの態様では、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の割合が増加しており、学校の学活や授業などで、いじめは絶対に許されないことであるという指導や人権に関する学習を行うほか、情報モラル教育の充実が必要です。

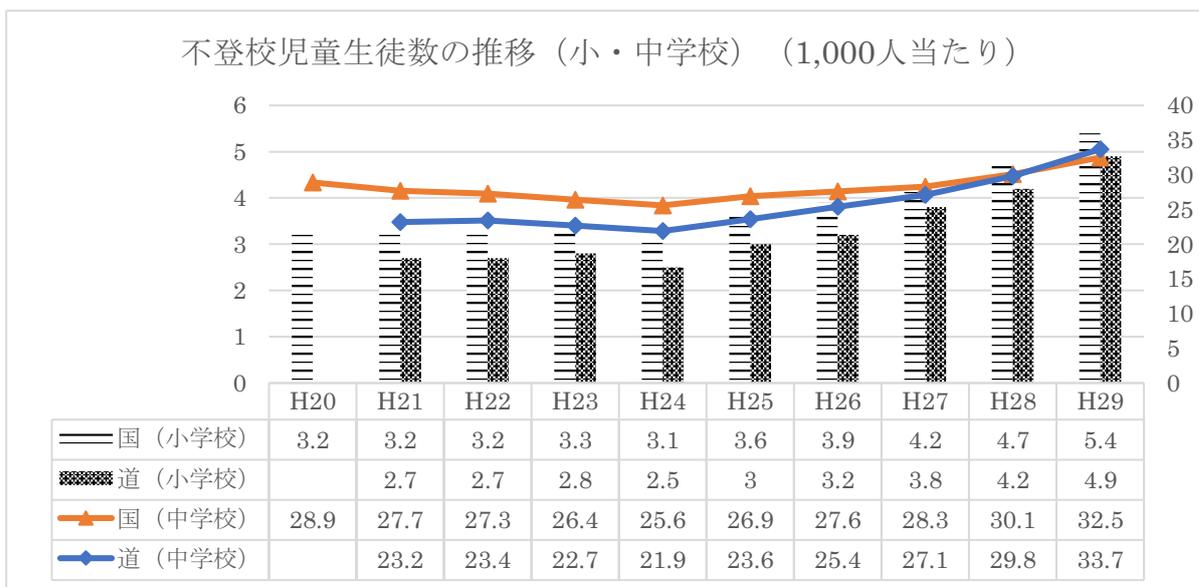


出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

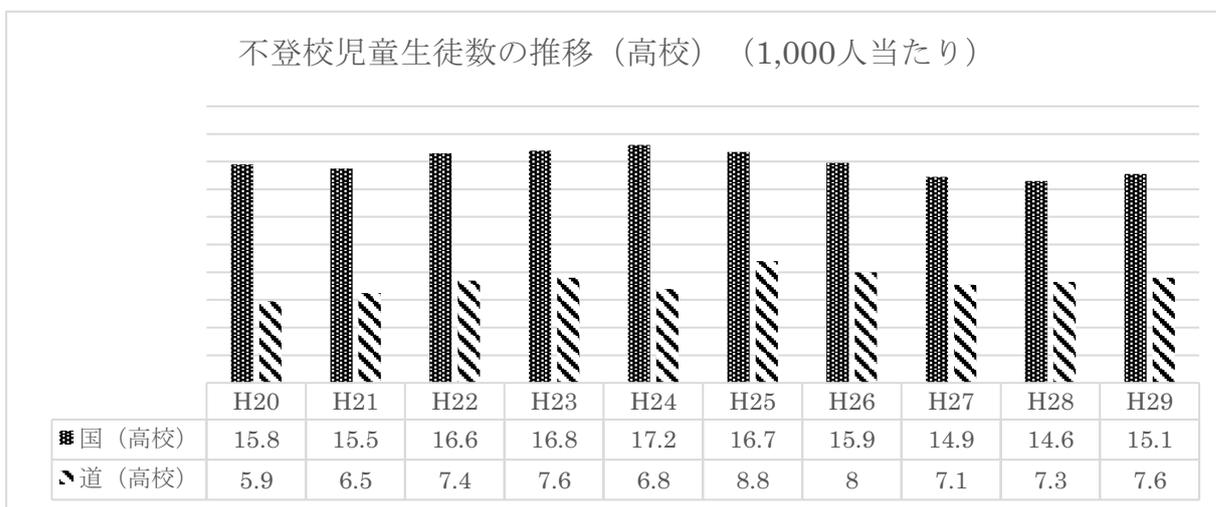
○ 不登校

不登校はいじめや、友人関係をめぐる問題、学業の不振などが要因となる場合があります。在籍児童生徒数に占める割合は全国平均を下回るものの、ここ数年、小中学校においては増加傾向にあり、さらに学校内外の機関での相談・指導等を受けていない児童生徒が一定程度在籍しているといった課題もあります。

また、長く続く不登校が、ひきこもりへと移行してしまう場合もあることから早期の対応が不可欠です。



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

○ 自殺

自殺対策白書によると19歳以下の子どもの自殺者は減少傾向にありましたが平成30年は増加し全国で599人となりました。

自殺は長期休業明けに増加傾向にあることから、学校での教育相談等を実施して悩みを抱える子どもの早期発見、保護者による見守りなどを行うほか、子ども自身がSNS上で自殺をほのめかす書き

込み等を行う場合もあるため、ネットパトロールの実施も重要です。

また、悩みを抱える子ども自身がその対処の仕方を身につけるため、SOSの出し方に関する教育の推進も必要です。

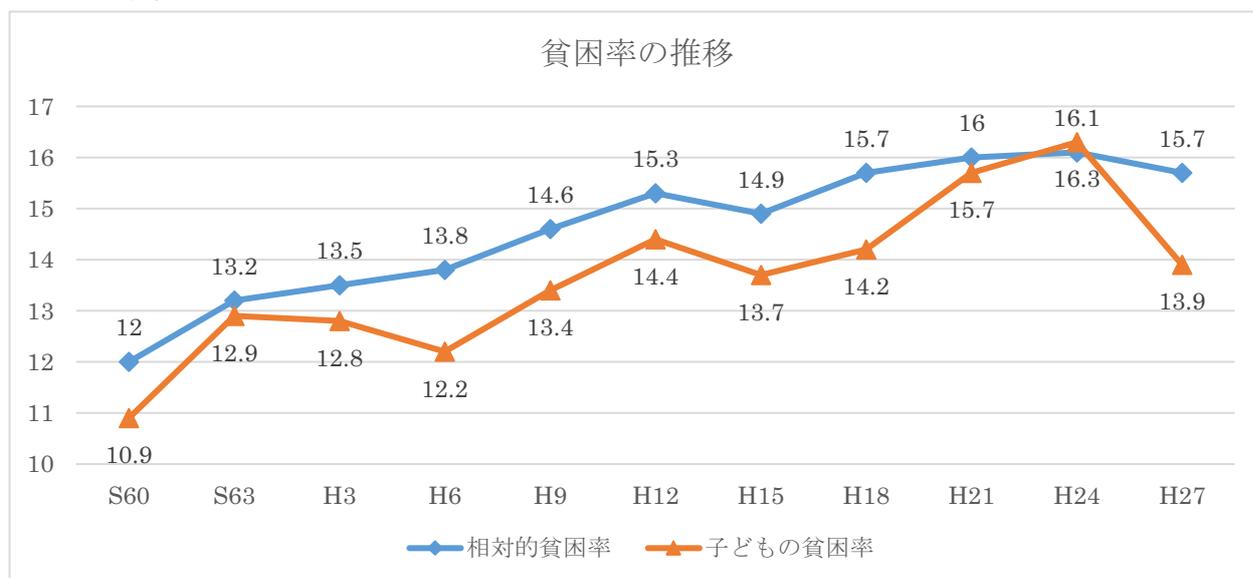
○ 子供の貧困

日本における子どもの貧困率は、国民生活基礎調査によると、平成24年には過去最悪の16.3%となっており、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分以上で暮らしています。

本道においては生活保護世帯が年々増加傾向にあり、また、ひとり親家庭の母子世帯、父子世帯ともに低所得者層が多く、親の就業率が全国に比べて低位で推移している状況などから、子供の貧困の一層の拡大が懸念されます。

このため、子どもの貧困対策として、生活保護世帯やひとり親家庭の親の就業に向けた支援や経済的な支援などを充実して、収入の増加と安定を図るほか、教育支援などを総合的にすすめていく必要があります。

道内の生活保護世帯などの子どもの大学の進学率は全道平均と比較すると低い状況にあり、そうした子ども達の社会的自立に向け、子どもがその生まれ育った環境により将来を左右されることなく、また、世代を越えた貧困の連鎖がおこらないよう、必要な環境整備と教育の機会均等が求められています。



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

○ 児童虐待

少子化の影響で幼い子どもとふれあう機会が少なく、また核家族化により子育て経験者からのアドバイスを受けにくいなかで、経済不安、家庭内暴力、地域社会から孤立した家庭など不安定な状況にあるさまざまな養育環境が複雑に絡み合い、育児に対する不安やストレスが蓄積することで児童虐待の発生につながる可能性があります。

道内の児童虐待相談対応件数は、心理的虐待が半数以上を占めており、これは平成16年度に児童虐待防止法が改正され、「児童の面前における配偶者へのDV」も「心理的虐待」に当たることとなり、警察からの通告が増加したことにより急増傾向にあるものです。

児童虐待は人権侵害の問題であることから、相談体制の充実などにより虐待の発生を予防し、子どもたちが心身ともに健全に成長できるよう見守っていく取組が必要です。



出典：厚生労働省「児童相談所での児童虐待対応件数」等

○ 福祉を害する犯罪

児童ポルノや年少者雇用のように、青少年の心身に有害な影響を与え、その福祉を害する犯罪（福祉犯）の取締りと被害者の発見・保護を進めています。毎年多くの青少年が被害に遭っています。

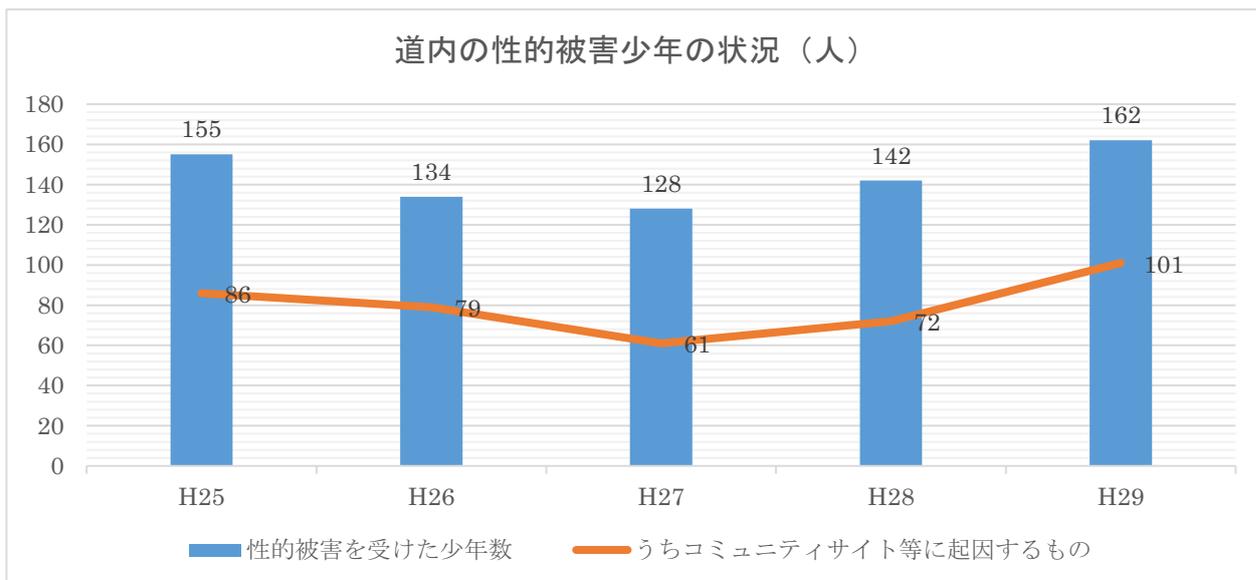
【福祉犯被害の状況（人）】

		H25	H26	H27	H28	H29
北海道	福祉犯検挙人員	321	337	333	297	314
	福祉犯被害少年数	235	277	201	179	214
全国	福祉犯検挙人員	7,376	7,137	6,919	6,412	6,579
	福祉犯被害少年数	6,412	6,341	6,235	6,105	5,974

出典：警察庁「警察白書」・北海道警察「少年補導シリーズ」

また、近年は、スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、道内の多くの青少年がコミュニティサイト等の利用に起因して、児童買春や淫行などの性的な被害に遭っています。

青少年がこうした被害に遭わないようにするためには、取締りはもとより青少年やその保護者に、福祉犯被害の実態やインターネットに潜む危険性について注意を喚起して警戒心を高めることや、フィルタリングの普及促進により有害サイト等から青少年を守る必要があります。



出典：北海道警察「少年非行の現況」

○ インターネットトラブル

インターネットは私達にとって情報を検索するだけのツールではなく、普段の生活の利便性を向上させるほか、趣味・娯楽などの魅力ある情報をもたらしてくれます。

内閣府が平成 30 年度にインターネット利用状況等について調査を行ったところ、小学生は 85.6%、中学生は 95.1%、高校生では 99%と高い割合で利用しており、利用する機器としては、スマートフォン、携帯ゲーム機、タブレットが多いことが分かりました。

また、インターネットを利用すると回答した青少年の利用内容の内訳の上位は、動画視聴、コミュニケーション、ゲームとなっていました。

【インターネットの主な利用内容の内訳】

（単位：％）

	コミュニケーション	音楽視聴	動画視聴	ゲーム
小学生	36.0	32.5	66.1	81.5
中学生	68.2	62.8	80.9	74.1
高校生	89.7	80.6	87.4	74.6

※複数回答のため、合計は 100%になりません。

出典：内閣府「平成 30 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

また、同調査において、インターネットを利用すると回答した青少年のうち、平均利用時間及び利用時間が 2 時間以上の割合は前年に比べ増加傾向にあります。

【インターネット利用に係る平均利用時間】

	平成 30 年度			
	平均利用時間	前年比（分）	2 時間以上の割合	前年比（ポイント）
小学生	118.2 分	+20.9 分	39.4%	+6 ポイント
中学生	163.9 分	+15.2 分	61.0%	+4.3 ポイント
高校生	217.2 分	+3.4 分	82.6%	+8.4 ポイント

出典：内閣府「平成 30 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

インターネットの長時間利用による慢性的な睡眠不足などが日常生活に影響を及ぼしたりすることは避けなければなりません。

また、インターネット利用に関連し、サイトの架空請求、オンラインゲームの課金など様々な契約トラブルがあることから消費者トラブルに関する啓発や消費者教育が必要です。

○ 新規学卒者等の早期離職

本道の新規学卒者の就職内定率は上昇傾向にあり、特に平成31年3月の大学卒業者の就職内定率は95.2%と、平成6年3月卒の統計開始以来最高値となり、また、平成31年3月の高校卒業者の就職内定率は98.4%（平成30年3月卒と同率）と、平成3年及び平成4年3月卒の98.6%に次ぐ高水準となっています。

離職率については、平成27年3月期の新規高校卒業者の就職後3年以内の離職率は44.8%と、近年低下傾向にあり、また、新規大学卒業者の離職率は36%と前年に比べ低下し、全国との差はどちらも縮小しています。

【新規高校／大学卒業者の就職後3年以内の離職率】

（単位：％、ポイント）

	高校卒					大学卒				
	H23.3卒	H24.3卒	H25.3卒	H26.3卒	H27.3卒	H23.3卒	H24.3卒	H25.3卒	H26.3卒	H27.3卒
北海道	50.5	48.2	48.7	46.9	44.8	38.2	37.2	37.6	37.1	36
全国	39.6	40.0	40.9	40.8	39.3	32.4	32.3	31.9	32.2	31.8
全国との差	10.9	8.2	7.8	6.1	5.5	5.8	4.9	5.7	4.9	4.2

出典：北海道労働局「新規高校卒業者の過去3力年度の在籍期間別離職状況」等

特に、キャリアデザインがない若者の早期離職は、その後、転職の繰り返しによる労働条件の悪化、フリーター等の働き方を選ばざるを得なくなるなど、将来を担う若年者が安定した職業につけず、職業人としての能力を蓄積することが困難となる恐れがあります。

このため、若年層の就業支援や、学校における望ましい勤労観・職業観の育成、新規学卒者の就職活動の支援など、若年者の離職防止や職場定着に向けた取組が必要です。

○ 若年無業者・ひきこもり

総務省の労働力調査では、平成30年の若年無業者（※1）は15～19歳が7万人、20～24歳が14万人、25～29歳が15万人、30～34歳が17万人、35～39歳が18万人の計71万人であり、15～39歳人口に占める割合の2.1%でした。

総務省の平成29年度の調査では、就職を希望する若年無業者が求職活動をしていない理由には「病気・ケガのため」、「学校以外で進学や資格取得の勉強をしている」とあるほか、「知識・能力の自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」というものもあります。

このため、若年無業者等を対象とした職業的自立の支援や、正規雇用を希望するフリーターの正社

員化等を推進する必要があります。

また、内閣府が平成 27 年に行った調査では広義のひきこもり（※2）の若者は全国で約54万人いると推計されており、ひきこもりとなったきっかけが「（小中高の）不登校」、「職場になじめなかった」、「就職活動の失敗」、「人間関係がうまくいかなかった」、「病気」、「（高校・大学の）受験に失敗した」、「大学になじめなかった」がきっかけとなったという統計データもあります。

このため、当事者や家族のサポートを行える人材の養成や関係機関とのネットワーク構築をすすめる必要があります。

※1 15～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

※2 狭義のひきこもりの定義は「近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」の状況が 6 ヶ月以上続いている場合をさし、広義のひきこもりの定義は、狭義のひきこもりに「趣味の用事の時だけ外出する」も含めてその状況が 6 ヶ月以上続いている場合をさす。

第3章 青少年健全育成の基本的考え方

1 基本理念（条例第2条）

次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現を目指し、北海道青少年健全育成条例に定める基本理念を、本計画においても基本理念として位置づけます。

- （1）青少年の健全な育成は、青少年が、豊かな人間性をはぐくみ、心身ともに健やかに成長するとともに、社会とのかかわりを自覚しながら、次代の社会の担い手として自立することを旨として、その発達段階に応じた必要な配慮をもって行わなければなりません。
- （2）青少年の健全な育成は、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関等の相互の連携の下に、社会全体で行われなければなりません。

2 施策の基本方針（条例第8条）

1の基本理念に則り、青少年の健全育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北海道青少年健全育成条例に次の4点を基本方針として定めています。

- （1）家庭や学校、事業者、地域社会の連携により、それぞれの教育機能を十分に発揮し、青少年の豊かな人間性をはぐくむことのできる環境づくりの促進
- （2）青少年に社会とのかかわりを自覚させながら、その自立を促す環境づくりの促進
- （3）青少年の健全な育成を阻害し、又はその非行を助長するおそれのある社会環境の浄化促進
- （4）青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止するための活動促進

3 施策の体系

○ 計画のテーマ

「青少年が健やかに成長し、自立できる社会を目指して」

未来の担い手である青少年が、成長過程で様々な学びや体験を経て、心身ともに健やかにたくましく成長し、社会の一員として多様性を認め合い自立できる環境を目指します。

「自立」には、経済的自立のほか、社会的自立、精神的自立など、多様な自立があります。

青少年が個の良さを大切に、自他を認める寛容さや難しい環境も乗り越えるたくましさを身につけ、未来の北海道の担い手として社会の一員となってもらいたいという願いをこめ、青少年の自助努力を求めるだけでなく、家庭、地域、学校もそのために連携してサポートしていく社会を目指して、テーマを設定しました。

○ 施策体系図

本計画で取り組む施策についての目標と取組については、基本理念に則り、発達段階に応じて設定します。

施策の基本方針	施策の目標	施策の目標に向けた主な取組	発達段階に応じた取組			
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期・ポスト青年期
I 青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり	安心して子どもを育てられる環境づくり	子育て支援の充実	●			
		子どもの育成に関わる人材の確保・育成		●	●	
	豊かな心と健やかな体の育成	家族のふれあい時間の増進	●	●	●	
		基本的な生活習慣の習得	●	●	●	
		地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成		●	●	
		生きる力を育む活動の充実		●	●	
	困難を有する子どもを支援する環境づくり	障がいのある子どもへの支援	●	●	●	
		児童虐待の予防と早期発見	●	●	●	
		いじめ対策の推進		●	●	
		不登校対策の推進		●	●	
	ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援	●	●	●		
II 青少年の自立を促す環境づくり	社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成	多様な体験機会の提供		●	●	
		国際交流活動の推進		●	●	
		キャリア教育の推進		●	●	
	困難を有する若者を支援する環境づくり	ニート・ひきこもりの若者を支える取組の推進		●	●	●
	障がいを有する若者への支援の充実				●	
III 社会環境の浄化の促進	非行から守る環境づくり	有害環境の排除 社会環境の整備		●	●	
		社会環境の浄化 非行防止対策の推進		●	●	
		犯罪からの立ち直り支援の充実			●	●
IV 青少年の福祉を阻害する行為の防止	犯罪被害防止の推進	福祉犯罪 福祉を害する犯罪への対策		●	●	
		情報化社会への対策		●	●	
		安全安心の確保のための取組の推進		●	●	

発達段階（年齢期）：乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～12歳）、思春期（13～17歳）、青年期・ポスト青年期（18～39歳）

なお、この計画の年齢期は目安として用いています（発達段階は個人差があるため）。

4 主要な指標についての数値目標

この計画に基づき、北海道が取り組む青少年健全育成施策の方向性を明確にするとともに、施策の検証についても容易にするため、この計画に記載した施策に関し、主な指標について計画最終年における数値目標を設定します。

また、青少年健全育成施策を推進する上で、参考となる指標を設定し、推移を把握することとします。(参考P)

関係各課と調整しながら設定します。

第4章 推進体制

1 庁内における推進体制

青少年の健全育成に関する庁内連絡会議により、知事部局、教育委員会、警察本部が連携・協力し総合的に施策を推進します。

2 北海道青少年健全育成審議会における調査審議

北海道青少年健全育成条例第45条に基づき、知事の附属機関として設置する青少年関係団体、学識経験者、公募委員、若者公募委員等から構成する審議会において、青少年健全育成に必要な事項について調査審議等をいただき、施策を推進します。

また、毎年度、基本計画に基づく施策の推進状況を取りまとめ、同審議会に報告し、次年度以降の施策に反映することとしています。

3 国・市町村との連携

青少年の健全育成をはじめ、非行防止や環境整備などの施策の展開に当たっては、道だけではなく、国や道内各市町村との連携が不可欠です。

青少年行政に係る国との情報交換や、国が実施する各種研修制度の活用を促進するなどして効果的に施策を展開していきます。

特に、広大な面積を持つ北海道では、道民に身近な施策を展開する市町村と、青少年非行防止に等に関する啓発や立入調査などについて連携して推進していくほか、情報の共有化を行います。

4 青少年関係団体との連携

道内の各地域で、野外活動、文化、スポーツなどで青少年の育成活動に積極的に取り組んでいる多くの団体があります。

学校教育の分野においても、各地域の校長会やPTA 連合会などの団体があります。

これらの団体は、青少年と直接関わりのある団体であり、健全育成の重要な役割を担っています。

こうした団体との情報共有や協働を進め、青少年の健全育成を支えるネットワークを広げていきます。

5 関係業界との連携

青少年を対象に事業活動を行う事業者は、その与える影響を十分に考慮し、青少年の健全育成の観点から事業活動に適切な措置を講じることが求められます。

青少年の健全育成に向けた事業者の自主的な取組が促進されるよう、関係業界と積極的な連携を図り、適切な情報提供や啓発に努めます。

また、青少年を雇用する事業者等に対しても、青少年の健全育成に向けた啓発を進めます。

6 地域における連携

青少年の健全育成には、家庭・学校・事業者・地域社会・行政機関等によるそれぞれの取組が重要ですが、関係機関が一丸となり、各方面からのきめ細やかな対策を行うことで、より効果のある取組となります。

各地域の実情を踏まえ、関係機関間の情報共有や協働など、地域全体で青少年の健全育成を見守り支えるネットワークづくりをすすめます。

7 施策の推進状況等の進行管理

青少年の健全育成は、道民の皆さんの参画や協力のもと、社会全体が一体となって進めていくことが重要です。

道が行う、青少年健全育成に関する各施策の推進状況を定期的に把握し、計画の適切な進行管理に努めるとともに、施策の推進状況を公表し、道民総ぐるみの青少年健全育成活動を推進していきます。

第5章 青少年健全育成の施策の取組方向

1 乳幼児期（0～5歳）

乳幼児期は、母親や父親などに安心感や信頼感の中で育まれながら、複数の人との関わりを深めて情緒を発達させるとともに、遊びなどによる体験活動を中心に、道徳性や社会性の原点を持つことになる時期です。

○ 安心して子育てできる環境の整備【乳幼児期】

少子化や核家族化による家庭や地域における子育て機能の低下により、子育てに不安や負担感をもつ保護者が増えていることから、道民のニーズに応じた情報提供や相談体制を充実させるなど、安心して子育てできる環境の整備に努めます。

また、本道においては全国に比べ、生活保護世帯や収入の低いひとり親家庭の子どもの割合が高く、経済的に厳しい状況にある家庭が多い状況にあることから、生活保護世帯やひとり親家庭の親の就業に向けた支援や経済的な支援などを充実して、ひとり親家庭の親が働きやすい環境づくりを進める必要があります。

◎ 子育て支援の充実

- 地域全体で子育て世帯を応援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービス等に関する市町村やNPO等の先進的な取組事例を集め、情報提供します。
- 子育て中の保護者が交流できるよう、子育てに関する相談対応や情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点の計画的な整備を進めます。
- 子どもの基礎を培う重要な時期である幼児期における子育てに関して、道立教育研究所における電話相談や臨床心理士による面接相談など、専門的立場からのアドバイス等が提供できる相談体制の充実を図ります。
- 子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。
- 乳幼児健診や就学時健診など、多くの親が集まる機会を活用した子育て講座やブックスタートの普及を促進します。

○ 豊かな心と健やかな体の育成【乳幼児期】

青少年の基本的な生活習慣を形成していくためには、乳幼児期からの家庭内における教育が重要であることから、情報提供の充実等支援サポート体制の充実にも努めるとともに、家庭教育に関する親の認識を高めることにより家庭における教育力の向上に努めます。

◎ 家族のふれあい時間の増進

- 長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進し、家族のふれあい時間を確保するため、父親の育児への積極的な参加促進、家族が団らんする機会を持ち、その絆を確かなものにする「道民家庭の日」の推進、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備を含めた働き方改革の推進を図るため、関係法令の制度の普及啓発とともに、働き方改革に取り組む企業の認定を行うなど、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します。

◎ 基本的な生活習慣の習得

- 乳幼児期は、食事や睡眠などの生活リズムが形成される時期であることから、望ましい食習慣や食を通じた豊かな人間性や家族関係の形成を図るため、地域ぐるみで食育の推進に努めると共に、子どもの発育・発達状態や健康状態に応じた食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。

○ 困難を有する子どもを支援する環境づくり【乳幼児期】

障がいのある人もない人も共に生活するノーマライゼーションの理念が徐々に浸透する中で、障がいのある人の自立や社会参加への意識が高まっていることから、障がいのある子どもを育てる保護者の抱える不安等に対し、家族への支援の充実に努めます。

また、近年児童虐待相談対応件数が増加しており、約 4 割が乳幼児期に発生していることから、育児不安や養育困難感を持つ家庭や虐待リスクの高い家庭などを早期に把握し支援する体制を整備することが必要です。

◎ 障がいのある子どもへの支援

- 発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、市町村など身近な地域で早期に支援を受けられるよう、様々な母子保健サービスや子育て支援サービスと子どもの発達支援に対する専門的なサービスが密接に連携し、障がいのある子どもとその家族を包括的に支援する体制の整備を支援します。

- 発達の遅れや障がいを可能な限り早期に発見し、早期支援につなげるため、子育てをする親を支援する視点から乳幼児健康診査の充実に努めるなど、市町村における母子保健活動を支援します。

- 発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、身近な地域で必要な療育などの支援を受けられるよう、地域の支援者へ道立の障がい児入所施設や発達障害者支援（地域）センターが、専門的支援技術を助言し、支援技術の向上に努めるとともに、地域で対応が困難な方の専門的支援について、地域の支援者とともに対応する体制を整備します。

◎ 児童虐待の予防と早期発見

- 市町村における乳幼児健康診査等の母子保健活動を通じ、虐待のリスクのある家庭を早期に把握し支援する「虐待予防ケアマネジメントシステム」などの活用を促進します。

- 居住実態が把握できない子どもの発生を未然に防止するとともに、発生した際の子どもの安全確認が円滑に進むよう、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携強化を図ります。

- 児童虐待を発見した際の通告義務について周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報を行います。

◎ ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援

- ホームページなどの広報媒体を活用し、ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の普及啓発を図るとともにひとり親家庭等の安定した就業に向け、ハローワークなどとの連携のもと、各種支援制度を活用し、職業訓練などを支援します。
- ひとり親家庭等の生活の安定を確保するため、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業等を促進します。

2 学童期（6～12歳）

学童期のうち、小学校低学年の時期の子どもは、大人の言うことを守る中で、善悪についての理解と判断ができるようになります。また、言語能力や認識力も高まり、自然等への関心が増える時期でもあります。

また、小学校高学年の時期には、身体も大きく成長し、自己肯定感を持ち始める時期ですが、反面、発達の個人差も大きく見られることから、自己に対する肯定的な意識を持たず、劣等感を持ちやすくなる時期でもあります。

○ 安心して子どもを育てられる環境づくり【学童期】

高齢者や子育て経験者等のボランティアによる子育て家庭に対する声かけや見守りなど、身近な地域レベルでの子育てを支える仕組み作りの推進に努めます。

家庭、学校、地域社会、行政、事業者等が、地域ぐるみで積極的に青少年の健全育成に取り組み、異年齢・異世代交流、各種体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などへの理解を深めます。

◎ 子どもの育成に関わる人材の確保・育成

- 地域における子育てを応援する機運の醸成や地域住民の積極的な参加による取組を推進するため、「北海道すきやき隊」や地域の「せわすき・せわやき隊」などによる子育てしやすい環境づくりを促進するとともに、地域の高齢者には、その経験や知恵を生かした子育て支援活動が期待されるため、老人クラブ等でのボランティア活動や地域活動への参加拡大を図ります。
- 「子ども110番の家」等の緊急避難場所や地域の危険箇所等を掲載した通学安全マップの作成・活用など、関係機関との連携の下、子どもたちを見守る体制づくりを促進します。

○ 豊かな心と健やかな体の育成【学童期】

青少年の基本的な生活習慣を形成していくためには、家庭内における教育が重要です。

不規則な生活や朝食を食べないなどの生活習慣の乱れは、学習意欲や体力・気力の低下の要因であることが指摘されています。「全国学力・学習状況調査」によると一日の学習時間が短く、テレビを見る時間が長いなどの課題がみられており、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。

また、道徳教育や読書活動、体験的な活動などを通じ、規範意識や基本的な倫理観、自己肯定感、思いやりの心や豊かな感性を育むための教育を推進します。

◎ 家族のふれあい時間の増進

- 核家族化・共働き世帯の増加などにより、食卓を家族全員で囲むなど団らんの機会が減少していることから、企業等における働き方の見直しなどの意識啓発や関係機関との連携による社会的機運の醸成、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、様々な制度の定着に向けた啓発を行い、家族でのふれあい時間を増やせるよう、職場環境の整備を働きかけます。

◎ 基本的な生活習慣の習得

- 学校、家庭、地域が連携・協働し、保護者が子どもの望ましい生活習慣や学習習慣について学んだり、家庭教育に関する悩みを他の保護者と共有したりする機会の提供など、家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。
- 心身のバランスのとれた子どもの発育発達のため、親子でスポーツに親しむ機会の提供など幼少期からスポーツを親しむ機会の充実に努めるほか、日常的に運動や外遊びに親しむことができるよう、地域での運動や外遊びの促進を図ります。
- 「早寝早起き朝ごはん運動」の推進のほか、「生活リズムチェックシート」の活用や「ノーゲームデー」の推進などによる、ネット利用も含めた望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。
- 豊かな人間性をはぐくみ、生涯にわたり健康で豊かな生活を実現するため、学校、家庭、地域社会の連携の下、食育の普及を図ります。

◎ 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成

- 子どもへの健全な遊びを提供し、自主性や社会性、創造性など情操を豊かにするとともに、子育て家庭の交流の場としての役割を果たすことができるよう、地域のニーズに応じた児童館等の整備や関係機関相互の連携協力体制の構築などを支援します。
- 道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を身につけさせるとともに、地域の文化に触れる機会などを活用し、ふるさとへの誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育みます。

◎ 生きる力を育む活動の充実

- 子どもの豊かな感性や創造性などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境づくりを推進するため、各地域における読み聞かせなどの普及、親子で読書に取り組む「家読（うちどく）」の推進などを通じて家庭での読書活動の充実に取り組みます。
- 各学校において、教育課程に適切に位置付けるとともに、各教科等の関連を図りながら、多様な体験活動を推進するほか、道立青少年体験活動支援施設ネイパルを核として、学校や地域、市町村、公立の青少年教育施設等と連携し、地域が有する教育資源を活かした多様な体験活動に取り組みます。
- 学校等での性教育の充実やコミュニティサイトの利用等による性的被害の防止について啓発活動の推進に努めます。

○ 困難を有する子どもを支援する環境づくり【学童期】

全ての児童が心身共に健やかに成長して安心して学校生活を過ごすことができるよう、障がいに関する各種支援サービス、いじめ・不登校等の未然防止及び教育相談体制の充実に努めるなど、児童を守る取組を推進します。

また、貧困を抱える子どもたちが学習に集中するためには、経済面だけでなく、社会的に孤立せず、身体的・精神的にも安定した生活を送ることが重要であることから、毎日の生活の安定に向けた「生活支援」に取り組みます。

◎ 障がいのある子どもへの支援

- 発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、市町村など身近な地域で早期に支援を受けられるよう、様々な子育て支援サービス、子どもの発達支援に対する専門的なサービスが密接に連携し、障がいのある子どもとその家族を包括的に支援する体制の整備を支援します。
- 特別支援教育センターの巡回教育相談や、特別支援学校教員の派遣等を通じ、幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実に向けた取組を推進します。
- 障がいのある乳幼児児童生徒が、できる限り身近な地域において、一人一人教育的ニーズに応じた指導や支援が受けられる体制を整備します。

◎ 児童虐待の予防と早期発見

- 道民全体の宝である子どもたちが健やかに成長していけるよう、児童相談所等の機能強化、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携強化を図るなど、児童虐待の防止等に向けた体制の充実に取り組みます。
- 居住実態が把握できない子どもの発生を未然に防止するとともに、発生した際の子どもの安全確認が円滑に進むよう、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携強化を図ります。
- 児童虐待を発見した際の通告義務について道民に周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報を行います。

- 配偶者やパートナーからの暴力は、児童虐待とも関連が深いことから、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めるとともに、被害者の相談窓口や支援体制を確保し、相談窓口の周知を図ります。
- ◎ いじめ対策の推進
- いじめの問題へのきめ細やかな支援を行うため、警察、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図るとともに、いじめ等の早期発見・早期対応に向け、児童や保護者への相談体制の充実を図ります。
 - 児童のネットの不適切な利用による問題行動の未然防止や早期発見・早期対応のため、学校における計画的なネットパトロールの実施や保護者等への啓発活動等を推進します。
- ◎ 不登校対策の推進
- 不登校等の早期発見・早期対応に向け、児童や保護者への相談体制の充実を図ります。
 - 不登校児童生徒のきめ細やかな支援を行うため、学校内外で専門的な相談や指導が受けられる窓口の周知徹底等により、教育支援センター、学校、家庭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、福祉関係機関、多様な教育機会を提供している民間の団体等が連携した地域ぐるみの支援体制の整備・充実を図ります。
 - ひきこもりなど社会との関わりが難しくなった子どもに対し、共感し相談し合える「メンタルフレンド」を派遣するなど、子どもの意欲や社会との関わりの回復を促し、社会的自立へとつなげていきます。
- ◎ ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援
- 生活保護世帯やひとり親家庭などの子どもたちが孤立化することなく、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進めると共に、ピアサポートなどを通じた相談支援が重要であり、その方策について検討します。
- 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成【学童期】
- 子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくみ、社会の一員としての自覚を促すため、学校と地域社会との連携の下、市町村が行う地域の特色を生かした社会体験活動やボランティア活動等の体験活動の情報提供に努めるとともに、ボランティア活動等への積極的な参加を促します。
- ◎ 多様な体験機会の提供
- 北海道の豊かな自然環境を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験の機会の場を提供すると共に、芸術鑑賞等の優れた文化に触れる機会の充実を図り、地域ぐるみで子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ環境づくりを推進します。
 - 身近な森林や木材にふれ親しむことを通じて、人と、森や木のつながりをつくる「木育」

の取組の推進に努めます。

- 子どもの健やかな成長を支えるため、異世代間の交流や野外活動、自然体験活動等交流体験活動の場として、道立青少年体験活動支援施設などの維持管理を行います。

◎ 国際交流活動の推進

- 小学校では、児童が外国語に慣れ親しみ、外国語の技能を総合的・系統的に学ぶことができるようにするため、外国語学習の指導体制の整備に取り組みます。

◎ キャリア教育の推進

- 小学校では学級や学校での生活づくりに主体的に関わり、自己をいかそうとするとともに、希望や目標を持ち、その実現に向けて日常の生活をより良くしようとする態度が培われるよう、学んだことをふり返りながら新たな学習を生活への意欲につなげるなどの活動の充実を図ります。

- 児童に自分が社会の一員であり、主権者であるという自覚を持たせることができるよう、社会科や総合的な学習の時間などにおいて、児童の発達の段階に応じた学習を推進します。

○ 非行から守る環境づくり【学童期】

青少年の心身の健全な発達のため、家庭・地域社会と一体となった環境浄化活動の促進に努めます。

また、道内の少年非行の情勢は、非行少年は平成 16 年をピークに減少傾向にあるものの、社会の耳目を集める凶悪事件が発生しているほか、依然として飲酒、喫煙等で補導される少年が後を絶たないなど憂慮すべき状況にあることから、少年の規範意識の向上を図り、非行防止活動の推進に努めます。

◎ 社会環境の整備

- 図書類取扱業者、興行者等への立入調査の実施などにより、北海道青少年健全育成条例の規制内容等の周知徹底に努めます。
- 青少年にとって有害な情報を与えないよう事業者自らが進んで環境整備を進めるなど、事業者等の適切な自主規制が促進されるよう努めます。

◎ 非行防止対策の推進

- 青少年の非行を防止するため、街頭補導、相談活動等地域における非行防止活動を支援していくとともに、非行防止教室の開催や指導者の育成等、地域社会が一体となった取組が促進されるよう総合的な非行防止活動の推進に努めます。

○ 犯罪被害から守る環境づくり【学童期】

近年、低年齢層にもスマートフォンなどインターネット接続機器が普及し、生活に利便性をもたらす一方で、インターネットの利用に起因する青少年の性的被害等が後を絶たないことから、学校での教育や、家庭におけるフィルタリングの導入などによる犯罪に遭遇することを未

然に防止するための教育・啓発の推進と取締等に努めます。

◎ 福祉を害する犯罪への対策

- 少年の福祉を害する犯罪の捜査・取締活動を推進します。
- 福祉犯の被害者となることを防止するため、学校における性教育や、スマートフォン等へのフィルタリングの導入などの普及促進を図ります。また、繰り返して被害者とならないよう、家庭、学校、関係機関等の連携強化に努めます。
- 犯罪被害にあった少年の精神的被害の回復を図るため、学校、警察、犯罪被害者等支援団体等との連携による支援の充実に努めます。

◎ 情報化社会への対策

- 児童をネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないよう、道徳の授業などにおける情報モラル教育の一層の充実に図ると共に、啓発資料の配付など、保護者に対する普及啓発にも取り組みます。
- 情報モラルやルールの指導とあわせて、携帯電話やインターネット等の危険性についての指導や教員の研修の充実に図ります。

◎ 安全安心の確保のための取組の推進

- 登下校時の事件・事故等から自らを守ることができるよう、児童等に対し、安全確保に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身につけさせるとともに、児童等の安全・安心を確保するため、登下校時や道路、公園等の公共空間における児童等の安全確保のための取組に努めます。

3 思春期（13～17歳）

中学生になるこの時期は、思春期に入り、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期です。また、大人との関係よりも友人関係に自らへの強い意味を見いだします。さらに、親に対する反抗期を迎えたり、親子のコミュニケーションが不足しがちな時期でもあります。また、性への興味関心も高まる時期でもあります。

高等学校期は、親の保護の元から、社会へ参画し貢献する、自立した大人となるための最終的な移行時期です。思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるのかという課題に対して、真剣に模索する時期です。

○ 安心して子どもを育てられる環境づくり【思春期】

家庭、学校、地域社会、行政、事業者等が、地域ぐるみで積極的に青少年の健全育成に取り組み異年齢・異世代交流、各種体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自分の価値を認識しつつ他者と協働することの重要性などへの理解を深めます。

◎ 子どもの育成に関わる人材の確保・育成

- コミュニティ・スクールの活用などにより、地域住民と学校が連携を深め、地域一帯となった学校教育活動の支援体制の整備を進めます。
- 少年補導員等青少年の健全育成に関する民間協力者を確保・育成することにより、行政、民間等の幅広い連携による効果的な青少年健全育成に努めるとともに、青少年を犯罪等による被害から守り、地域住民の目の行き届いた犯罪のおきにくい安全安心なまちづくりを進めるため、防犯団体や地域住民、関係機関等の連携の強化に努めます。

○ 豊かな心と健やかな体の育成【思春期】

青少年の基本的な生活習慣を形成していくためには、家庭内における教育が重要です。

不規則な生活や朝食を食べないなどの生活習慣の乱れは、学習意欲や体力・気力の低下の要因であることが指摘されています。「全国学力・学習状況調査」によると一日の学習時間が短く、テレビをみる時間が長いなどの課題がみられており、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。

また、道徳教育や性教育などを通じ、正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができる力を育むための教育を推進します。

◎ 家族のふれあい時間の増進

- 家庭教育における悩みや課題などに対し、臨床心理士による専門的な面接相談など家庭教育相談窓口の体制を整備するほか、地域における親子の学習機会の充実を図るための情報提供に努めるなど、家庭教育の向上に向けた支援体制を整備します。

◎ 基本的な生活習慣の習得

- 学校・家庭・地域が連携・協働し、保護者が子どもの望ましい生活習慣や学習習慣について学んだり、家庭教育に関する悩みを他の保護者と共有したりすることができる機会の提供を行います。
- 生涯にわたって健康で、豊かな生活を実践するために、子どもを中心にライフステージにあった方法で、家庭、学校、地域での食育等の普及に努めます。
- 体力は意欲や気力など精神面の充実にも大きく関わっており、あらゆる活動の基盤となるものであることから、子どもたちに運動やスポーツなどの楽しさを実感させ、運動習慣の定着や、子どもの成長におけるスポーツの重要性について保護者の理解を促進し、家庭における生活習慣の改善を図ります。
- 「全国学力・学習状況調査」により、一日2時間以上テレビゲームをする中学生の割合は全国平均を上回っており、中学生の携帯電話やスマートフォンを保有している割合も全国平均並みとなっています。心身のバランスのとれた子どもの発育発達のため、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を進めていきます。

◎ 地域の文化や活動を通じた豊かな心の育成

- 放課後の生徒が多様な体験活動や交流、遊びなどで過ごせるよう、児童館、集会所、余裕教室等での居場所づくりに努めます。
- 青少年の健全育成活動を励行し、讃えるため表彰等の実施に努めます。
- 本道の地域課題等を含め、ふるさとに対する興味・関心を持ち、地域社会の一員としてまちづくりにかかわる人材を育てる施策を進めるとともに、アイヌの人達の歴史や文化等に関する指導や北方領土に関する指導など、ふるさと教育の充実を図ります。

◎ 生きる力を育む活動の充実

- 思春期のこころとからだの悩み、相談に対応するため、道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」の相談体制を充実させます。
- 性に関する正しい知識を習得し、適切な判断や行動ができる力をはぐくむほか思春期における様々な悩みを解消すると共に、子どもたちが主体的に考える力を育むため、学校との連携によりピアカウンセリングなどを取り入れた健康教育を推進します。
- 学校教育で男女に関する社会的な性役割や人権も含めた広い視野から多様な性の問題について学習する機会を設けるなど、性的マイノリティに対する理解を深め、差別や偏見をなくすよう教育・啓発に努めます。

○ 困難を有する子どもを支援する環境づくり【思春期】

全ての生徒が心身共に健やかに成長して安心して学校生活を過ごすことができるよう、障がいに関する各種支援サービス、いじめ・不登校等の未然防止及び教育相談体制の充実に努めるなど、生徒を守る取組を推進します。

また、貧困を抱える子どもたちが貧困の連鎖から脱出するためには、自分の将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもの教育を受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限伸ばしていけるよう、「教育支援」に取り組みます。

◎ 障がいのある子どもへの支援

- 障がいのある生徒に対して、本人及び保護者の意向を踏まえ、一貫した指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画を作成・活用し、効果的な指導や支援の充実を図ることを推進します。
- 発達障がいを含む、障がいのある生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うため、中・高校等の全ての教員の特別支援教育に関する理解が深まるよう研修の充実を推進します。
- 将来の自立に向けて、勤労観や職業観の育成を図るキャリア教育を推進するとともに、卒業後の進路を円滑に確保するため、学校、児童相談所、心身障害者総合相談所、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、企業等の連携のもとに、個々の希望や障がい特性等に応じた進路指導や就労支援を計画的、組織的に進めます。

- ◎ 児童虐待の予防と早期発見
 - 虐待の可能性があるなど援助が必要な家庭の早期発見及び適切な援助体制の構築に努めます。
 - 児童相談所や市町村の相談体制強化の促進を支援します。
- ◎ いじめ対策の推進
 - ネット上のいじめなどインターネット上のトラブルから児童生徒を守るため、学校、家庭、地域の関係機関、団体や企業など、地域社会が連携を図り、インターネット等の危険性についての指導やスマートフォン等のフィルタリングの徹底、ネットパトロールの実施などの取組を推進するほか、家庭におけるルールづくりを一層進めます。
 - いじめの問題へのきめ細やかな支援を行うため、警察、適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。
- ◎ 不登校対策の推進
 - 不登校の早期発見・早期対応に向け、生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。
 - 不登校の問題へのきめ細やかな支援を行うため、警察、適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。
- ◎ ひとり親家庭、経済的困難を有する家庭への支援
 - 経済的な理由から修学を断念せざるを得ない子どもが少なくなるよう、各種奨学金制度等を継続するなど子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、子どもの修学機会の確保に努めます。
 - 高等学校の中途退学防止の取組の推進や、高等学校等の中途退学者への学び直しに対する支援を行うと共にキャリア教育の充実を図ります。また高等学校等の中途退学者が再び高等学校等で学び直す場合の支援を行います。
- 社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成【思春期】

豊かな人間性をはぐくみ、社会の一員として自覚を深めさせるため、学校や家庭、地域における多様な体験活動や地域の特色を生かした体験活動を創出するとともに、若い世代から学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を育成するため、学校教育における職場体験やインターンシップ等キャリア教育の充実を図ります。
- ◎ 多様な体験機会の提供
 - 青少年が自ら進んでボランティア活動を行うことができるよう、ボランティア活動への参加を促進するための情報提供や機運づくりを進め、参加することによる奉仕の精神の醸成に努めると共に、活動をサポートする指導者の育成や様々な体験の場の提供に努めます。

- 地域社会における、地域活動や公共活動への参加を通じ、青少年の連帯感や協働への意識を高めるため、青少年の各種地域活動や公共活動への参加の促進に努めます。
- 地域における環境活動の指導的役割を担う人材の確保及び育成を図ると共に、育成した人材や各種環境教育プログラムを活用し、道民が気軽に参加できる環境教育の機会を提供します。
- 身近な森林や木材にふれ親しむことを通じて、人と、森や木のつながりをつくる「木育」の取組の推進に努めます。
- 青少年自身の考え、意見を発表する機会や、施策へ反映する機会の拡充に努めます。

◎ 国際交流活動の推進

- グローバル化の進展の中で、青少年同士が異なる生活・文化についてお互いに理解を深めることができるよう、様々な交流活動を通して、コミュニケーション能力の育成や国際人として主体的に行動できる人材の育成に努め、学校間交流や異文化理解教育の促進に努めるほか青少年に関わる国際協力活動への参加の促進に努めます。

◎ キャリア教育の推進

- 中学校では、現在及び将来の学習と自己実現とのつながりを考え、学ぶことと働くことの意義を意識して学習の見通しをたてたり、振り返ったりすることができるよう、職場体験などの体験活動の充実を図ります。
- 生徒に自分が社会の一員であり、主権者であるという自覚を持たせることができるよう、社会科や総合的な学習の時間などにおいて、生徒の発達の段階に応じた学習を推進します。
- 高等学校では、主体的に地域を支える人材の育成や早期離職者の減少に向け、社会との接続を重視し、望ましい勤労観・職業観を育成するため、キャリアガイダンスの充実や、社会や職業にかかわる様々な事業所におけるインターンシップのほか、将来、社会的にどのように参画していくのかを考えさせる学習などの体験的な学習活動の充実を図ります。
- 生徒が主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を身に付けることができるよう、学校外部の関係機関や関係者と連携・協働した実践的な学習活動を取り入れるなどして、現代社会の諸課題について多面的・多角的に考察する学習を推進します。

○ 非行から守る環境づくり【思春期】

青少年の心身の健全な発達のため、家庭・地域社会と一体となった環境浄化活動の促進に努めます。

また、道内の少年非行の情勢は、非行少年は平成 16 年をピークに減少傾向にあるものの、社会の耳目を集める凶悪犯が発生しているほか、依然として飲酒、喫煙等で補導される少年が後を絶たないなど憂慮すべき状況にあることから、少年の規範意識の向上を図り、非行防止活動

の推進に努めます。

◎ 社会環境の整備

- 図書類取扱業者、興行者等への立入調査の実施などにより、北海道青少年健全育成条例の規制内容等の周知徹底に努めます。
- 青少年にとって有害な情報を与えないよう事業者自らが進んで環境整備を進めるなど、事業者等の適切な自主規制が促進されるよう努めます。

◎ 非行防止対策の推進

- 青少年の非行を防止するため、街頭補導、相談活動等、地域における非行防止活動を支援していくと共に、非行防止教室の開催や指導者の育成、地域社会が一体となった取組が促進されるよう総合的な非行防止活動の推進に努めます。
- 20歳未満の飲酒・喫煙は発達段階にある体の成長に様々な影響をもたらすと共に、これらの行為が非行や犯罪への第一歩ともなることから、早い段階での適切な対策に努めます。
- 覚醒剤や危険ドラッグなどの薬物は、社会全体に対して危害をもたらすおそれが大い上、心身の発達途上にある青少年に深刻な健康被害をもたらすことから、警察や教育機関、保健所等の連携による薬物乱用防止に向けた対策の推進に努めます。

◎ 犯罪からの立ち直り支援の充実

- 非行少年等を立ち直らせ、再び非行等を犯さないよう、各関係機関、関係者等地域社会が一体となった非行少年等の立ち直り支援の促進に努めます。

○ 犯罪被害から守る環境づくり【思春期】

近年、低年齢層にもスマートフォンなどインターネット接続機器が普及し、生活に利便性をもたらす一方で、インターネットの利用に起因する青少年の性的被害等が後を絶たないことから、学校での教育や、家庭におけるフィルタリングの導入などによる犯罪に遭遇することを未然に防止するための教育・啓発の推進と取締等に努めます。

◎ 福祉を害する犯罪への対策

- 少年の福祉を害する犯罪の捜査・取締活動を推進します。
- 福祉犯被害については、コミュニティサイト等の利用に起因するものが多く発生していることから、被害者となることを防止するため、学校における性教育や、スマートフォン等へのフィルタリングの導入などの普及促進を図ります。また、繰り返して被害者とならないよう、家庭、学校、関係機関等の連携強化に努めます。
- 犯罪被害にあった少年の精神的被害の回復を図るため、学校、警察、犯罪被害者等支援団体等との連携による支援の充実に努めます。

- 犯罪被害者等支援の相談窓口や道警の「少年相談 110 番」等の相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関・団体との連携により、犯罪被害にあった青少年に対する適切な支援に努めます。
- 消費者教育に携わる教員の指導力向上のため、関係機関や消費者団体等と連携しながら、指導者養成講座の開催や教員研修の充実に取り組み、生徒の発達段階に応じた消費者教育の充実を努めます。

◎ 情報化社会への対策

- 青少年がスマートフォン等の情報機器を適切に利用できるよう、年齢に応じた家庭での利用のルール作りの必要性について啓発に努めます。
- 生徒をネットトラブルの被害者にも加害者にもさせないよう、道徳の授業などにおける情報モラル教育の一層の充実を図ると共に、啓発資料の配付など、保護者に対する普及啓発にも取り組みます。
- インターネットなどからの有害情報や有害図書類など青少年に有害な環境の浄化と非行防止に向け地域が一体となって進める啓発活動を支援すると共に、少年電話相談などの相談体制の維持、周知に努めます。
- 携帯電話販売業者などを含む関係機関との連携協働により、フィルタリングの普及促進に努めます。

◎ 安全安心の確保のための取組の推進

- 登下校時の事件・事故等から自らを守ることができるよう、生徒等に対し、安全確保に必要な知識や危険予測・危険回避能力を身につけさせる取組に努めます。
- 学校、地域住民、保護者、警察、事業者、施設管理者等の連携による地域社会全体での生徒等の安全確保の取組に努めます。

4 青年期・ポスト青年期（18～39 歳）

青年期・ポスト青年期は、就学期間の伸張により、学生の時期が 30 歳前後まで続く場合があること、雇用環境の厳しさ、青少年自身の勤労観の変化等により、経済的自立が（遅れる）困難な青少年が増加しています。

また、社会生活を円滑に営む上での困難を有する者に対する支援も必要とされています。

○ 困難を有する若者を支援する環境づくり【青年期・ポスト青年期】

企業間競争の激化による企業のコスト削減や就業意識、就業形態の多様化などにより、派遣労働者などの非正規労働者が増加し、雇用者総数の 4 割を超えています。非正規労働者は、正規労働者

働者に比べ生涯賃金が低く、少子化の更なる進行なども懸念されています。

このため、非正規労働者から正規労働者への転換制度の定着に向けた企業の取組の促進、処遇改善などに取り組む企業の支援などに取り組みます。

また、障がいのある人が主体的に地域の活動に参加するための情報提供や、スポーツ・文化活動、生涯学習の拡大とともに、意思疎通手段の確保や移動に関する支援などの充実に努めます。

◎ ニート・ひきこもりの若者を支える取組の推進

- 若年無業者等を対象に地域若者サポートステーションにおいて就業意識の醸成を図るなど、国や経済団体、保健・福祉機関、教育機関等との連携を図りながら、若年無業者等の職業的自立の支援、正規雇用を希望するフリーターの正社員化などを推進します。
- ニート・ひきこもりの若者やその家族が相談できる窓口の周知に努めます。
- 「ひきこもり成年相談センター」における相談を実施するほか、ひきこもりの青少年を支援するサポーターを養成するなど、専門技術的な支援の実施に努めます。

◎ 障がいのある若者への支援の充実

- 障がいのある方々の職業生活における自立を図るため、就業面と生活面を一体的に支援する障がい者就業・生活支援センターにおいて、職業準備訓練や職場実習の斡旋、就業・日常生活上の相談等を実施するなど、就業や職業への定着を図ります。
- 「障がい者職業能力開発校」における知識・技能の習得機会等の拡大に努めます。
- 福祉と地場産業の連携を図り、障がいのある方々が多様な職種を選択できる可能性を広げると共に、企業とのマッチングの機会の提供、優良事業所表彰や障がい者雇用に積極的な企業の取組の情報提供や普及啓発、障がい者雇用の一層の推進に関する経済界への要請など、障がいのある方々の就労支援を推進します。
- 障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することができる様々な活動の機会を増やすとともに、障がいのある人が社会参加の主体として活躍できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上を初めとする環境整備を促進します。

○ 非行から守る環境づくり【青年期・ポスト青年期】

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするためには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

また、犯罪からの立ち直り支援は道民の安全・安心なくらしにつながるものでもあります。

地域社会の理解や関心を深めることにより、地域社会と一体となった立ち直り支援を推進します。

◎ 犯罪からの立ち直り支援の充実

- 「社会を明るくする運動」との連携等により、地域社会が一体となった立ち直り支援を推進します。

- 安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、関係行政機関等の立ち直り支援に係る情報の共有、ネットワークの構築等により、連携した取組を推進します。